

## 1. 小野市「脱炭素先行地域」に係るパートナー事業者選定に関する質問及び回答

番号	質 問	回 答
1	<p>事業者の選定については、1事業者を選定するものでしょうか。もしくは複数事業者を選定するものでしょうか。</p> <p>また複数事業者を選定する場合ほどのような場合でしょうか。</p>	<p>実施要領「12.審査方法、(6)審査基準」のとおり、事業者選定においては、審査員の採点の平均点数が最も高く、最低基準点より高い事業者1者を候補者とします。</p> <p>ただし、企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリング、追加資料等により、最高得点者と役割が重複せず、業種等考慮の上、協力体制等が構築できると認められる場合は、複数の事業者を選定する場合があります。</p>
2	<p>複数事業者を選定する場合、選定された複数の事業者との合意形成について、役割分担・条件協議・契約締結・スケジュール等をどのように進めていくとお考えでしょうか。</p>	<p>複数の事業者を選定した場合は、本市と選定事業者がそれぞれの役割分担等の協議を行い、計画の策定及び事業の実施を進めます。</p>
3	<p>貴市が計画した脱炭素先行地域内の民間需要家における取組については、当プロポーザルの結果に関わらず、民間需要家はその取組を実施するパートナーを自由に選択することができるという認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>本パートナー事業者選定は、計画地内の民間需要家等の取り組み等を制限するものではありません。</p>
4	<p>業務内容について、全体の計画のうち一部の事業のみの業務を行う提案は認められますでしょうか。</p> <p>(例えば先行地域エリア内の1つの民間需要家における取組に関する業務のみを提案し、実施する。)</p>	<p>事業者により専門業種等があることから、全体の計画のうち一部の事業のみの業務を行う提案も可能です。</p>

5	<p>事業パートナー選定後の先行地域応募までのスケジュールをご教授いただけますでしょうか。</p>	<p>パートナー事業者の選定後、当該事業者とともに、実施要領「3.業務内容」に記載する、脱炭素先行地域への応募にかかる事業内容や施策の検討、計画提案書の作成等を進めることとします。</p> <p>なお、脱炭素先行地域は、第5回（令和6年2月見込）を想定しています。</p> <p>詳細なスケジュールについては、パートナー事業者決定後、当該事業者と協議の上、決定するものとします。</p>
6	<p>提案内容により、例えば、特定送配電事業など、事業実施段階で認可等を受ける必要があるものがあるが、事後で認定を受ける場合でも応募資格を満たせるか。</p>	<p>新たな事業を行うなどの場合で、本選定の事後に認可等を受けることとしても提案する事業の実施が可能であれば、本選定の応募資格を満たしているものとします。</p>
7	<p>プレゼンテーションの出席者は3名以内とありますが、複数事業者による共同での応募の場合、各社3名以内でしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションは、一提案につき出席者を3名以内としていることから、複数事業者の共同での応募の場合であっても、各社調整の上、全員で3名以内での出席をお願いします。</p>

## 2. その他（実施要領の一部改正）

番号	内 容
1	<p>小野市「脱炭素先行地域」に係るパートナー事業者選定公募型プロポーザル実施要領について、下記のとおり、一部改正を行います。</p> <p>■改正内容  審査委員会の委員数を「6人」から「7人以内」に改める。</p> <p>(改正前)  12. 審査方法  (3) 審査委員会  市職員 <u>6人</u></p> <p>(改正後)  12. 審査方法  (3) 審査委員会  市職員 <u>7人以内</u></p>